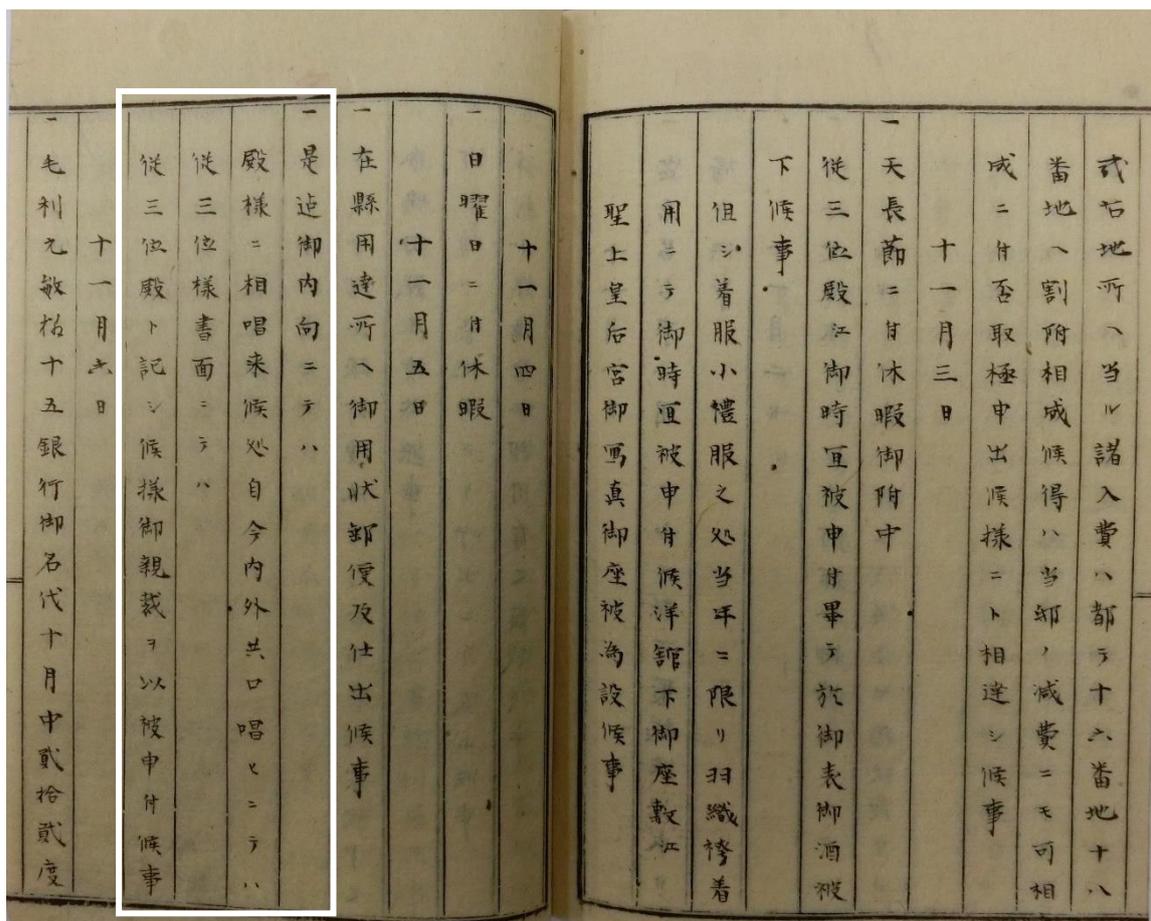


## 主（あるじ）の呼び方～殿様・若殿様・大殿様～

江戸時代の武士たちは、自分の主（あるじ、主君・藩主）をどのように呼んでいたのでしょうか？声に出された表現は記録に残りづらいですが、文字に書かれたものであれば多くの事例を目にすることができます。それは、将軍であれば上様・公方様、大名であれば御屋形様・殿様などがあるようです。

萩藩の場合、藩士は藩主を「殿様」と書くことが一般的です。しかし、藩士が藩主となる人物を「殿様」と呼び始める（書き始める）時期については、あまり意識されてこなかったように思います。

今回の展示では、家臣が藩主となる人物やその後継者、隠居した藩主などに対して表記を変えていく時期について追ってみたいと思います。



用達所日記 明治10年(1877)11月5日条

(毛利家文庫19日記65(30の4)用達所日記4より)

「殿様」誕生！

**【資料 1】 御隠居御家督諸沙汰控一 〈天明 2 年（1782）〉**

毛利家文庫 43 美目 3（2 の 1）

**【資料 2】 宗広公御家督一事控一 〈享保 16 年（1731）〉**

毛利家文庫 43 美目 7（4 の 1）

藩主となる人物が「殿様」と呼ばれるタイミングはいつなのでしょう。7 代重就から 8 代治親（初めは治元）への家督継承の事例を見ましょう。

天明 2 年（1782）、年を重ね、体調にも不安を感じていた重就は、幕府に対し、自身の隠居と子息治親への家督相続を願い出ることになりました。

8 月 23 日、重就は隠居願・家督相続願を提出します。同月 28 日、無事に萩藩の願いは幕府に聞き届けられます。そして、この日をもって重就（御隠居様）を「大殿様」と、治親（＝若殿様）を「殿様」と呼ぶよう藩内に指示が出ています。つまり代替わりが実施された場合には、幕府の認可を待って、新藩主を「殿様」（前藩主は「大殿様」と呼ぶようになっています（【資料 1】）。

7 代から 8 代へは藩主存命中に家督の継承が実施された事例ですが、藩主の死去による家督相続の場合はどうでしょうか。5 代吉元から 6 代宗広への相続の事例を取り上げます。

5 代吉元は、享保 16 年（1731）9 月 13 日、江戸において没します。後継者の宗広（大膳）ですが、吉元没後もしばらくは「大膳様」と呼ばれています。彼が「殿様」と呼ばれるようになるのは、同年 10 月 23 日以降です。この日は、宗広への家督相続が幕府により認められた日であり、この時は老中松平乗邑（左近将監）邸でその伝達が行われました。宗広の事例でも、やはり幕府による家督相続の認可を契機に「殿様」と呼ばれることになったことがわかります（【資料 2】）。

「若殿様」と呼ばれる人々

**【資料 3】 義次郎様齊房公御嫡子成御届一件之記 〈天明 4 年（1784）〉**

毛利家文庫 46 吉凶 152

**【資料 4】 猷之進様御養子一件 〈天保 8 年（1837）〉**

毛利家文庫 4 忠正公 13

「若殿様」。それは将来藩主となる人物に対する呼び方です。実子の場合と、養子の場合を見てみます。

実子の例は、後に 9 代藩主となる齊房を取り上げます。幼名を義次郎（義二郎）と言いました。父は 8 代治親、母は側室小泉氏です。治親と正室との間には男子が恵まれなかったことから、義次郎を正室の養子とした上で嫡子としたい旨、天明 4 年（1784）4 月 7 日幕府へ願い出ます。翌日、幕府から承認の回答が下されたことに

伴い、その時から義次郎は「若殿様」と呼ばれることとなりました（【資料3】）。

養子の事例として、13代慶親（敬親）のケースを見てみます。

天保7年（1836）12月、12代齊広は、藩主となって1ヶ月も経たずに逝去してしまいます。ただしこのことは公式には伏せられ、猷之進を後継とする手続きが進められました。

天保8年2月3日に萩を出立した猷之進は3月2日に江戸着、5日に齊広の養子としたい願いを幕府に提出します。その結果、幕府は8日に萩藩の要望を承認します。

すると藩内へは、「猷之進様」は「松平猷之進様」と申し上げ、彼を「若殿様」と称するよう指示されています（【資料4】）。

このように、幕府から将来の藩主となりうると認められた時点から、その人物を萩藩では「若殿様」と呼ぶようになったことがわかります。

「若殿様」不在!?

**【資料5】 弾正様を御養子並初而御目見月次御出仕御元服一件沙汰控**

（文政2年〈1819〉）

毛利家文庫 43 美目 36 (2の1)

**【資料6】 弾正様（斉元公）御賀養子一件二（文政2年〈1819〉）**

毛利家文庫 46 吉凶 160 (3の2)

**【資料7】 斉熙公御隠居斉元公御家督一事七（文政7年〈1824〉）**

毛利家文庫 43 美目 4 (8の7)

10代齊熙から11代齊元、12代齊広（なりとう）への継承は少し微妙な関係がありました。

この頃、齊熙の男子は幼く病弱な齊広（保三郎）しかいませんでした。そのため、幕府には「丈夫届」（元気な子供がいることを届け出ること。この届を出さないと子供がいないことになってしまいます）の提出を見合わせていました。しかし、このままでは自分の身に何かあった場合、後継者がいなくなり、藩の存続が危ぶまれる状況に陥ります。

そこで、従兄弟にあたる齊元を自身の娘と結婚させて賀養子とし、齊元の養子に実子齊広を据えることにしました。

文政2年（1819）初頭にはその準備に入り、幕府との下交渉を進め、9月5日、幕府に対して正式に齊元養子の認可を求める届出を行いました。9月10日にはそれを認める旨幕府老中から通達があり、齊元を後継とすることが公認されました。

9月10日、齊元は「松平式部教元」と名乗ることになったことから、家臣たちは彼のことを「式部様」と称するよう指示されました。「式部様」と呼ぶ期間は、齊元が部屋住の間と決められました（【資料5】）。

ところで、実際には齊熙の実子齊広がいることは先述のとおりです。藩主の男子の

存在を無視するわけにもいきません。「公式には存在しない藩主の子」をどのように扱うか。苦肉の策として、藩内では、殿様・式部様とあわせて表現する場合には「御三殿様」と称することになりました（【資料6】）。

今少し検証が必要ですが、結局斉元は家督継承まで部屋住だったようで、文政7年（1824）2月27日、斉熙隠居と斉元の家督相続が許されるまで、「若殿様」と呼ばれることなく、「式部様」から「殿様」になりました。そしてこの日をもって、隠居した斉熙を「大殿様」、家督を継いだ斉元を「殿様」、斉元の養子となっていた斉広を「若殿様」と称するよう藩内に指示されています（【資料7】）。

「殿様」の終焉

**【資料8】用達所日記（明治10年〈1877〉）**

**毛利家文庫19日記65（30の4）**

明治維新後も毛利家に仕える人々は、毛利元徳を「殿様」と呼んでいました。

ところが明治10年（1877）11月5日、元徳を「殿様」と呼ぶのを止めて、口頭では「従三位様」、書面では「従三位殿」と称するよう指示が出されました。「従三位」は当時元徳が叙されていた位階に由来するものです（昇進すれば「従二位殿」のように変わります）。

なぜこの時点で「殿様」と呼ぶことを止めたのかは今のところ詳らかではありませんが、内々のこととは言え、明治4年の廃藩置県後も元徳を「殿様」と呼び続けていたことは興味深いことです。

展示期間

【資料1】～【資料4】	4月1日（金）～4月14日（木）
【資料5】～【資料8】	4月15日（金）～4月27日（水）